

『特許を取るための料金が安くなる制度を知りたい』

中小ベンチャー企業、小規模企業等に対する特許料等の軽減

中小ベンチャー企業、小規模企業等の皆様が特許を取得する際の審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料を1/3に軽減します。

対象となる出願

平成26年4月から平成30年3月までに特許の審査請求又は国際出願を行う場合に、審査請求料・特許料・国際出願に係る手数料の軽減措置が受けられます。

対象者

- ①小規模の個人事業主（従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)）
 - ②事業開始後10年未満の個人事業主
 - ③小規模企業(法人)（従業員20人以下(商業又はサービス業は5人以下)）
 - ④設立後10年未満で資本金3億円以下の法人
- ※③及び④については、大企業の子会社など支配法人のいる場合を除きます。

支援内容

<国内出願>

- (1) 審査請求料…………… 1/3に軽減
- (2) 特許料(第1年分から第10年分)…………… 1/3に軽減

<国際出願>

- (3) 調査手数料、送付手数料……………1/3に軽減
(日本国特許庁による国際調査などを受けるための手数料)
- (4) 予備審査手数料……………1/3に軽減
(日本国特許庁による予備的な審査を受けるための手数料(任意))

※国際出願に係る手数料のうち、世界知的所有権機関(WIPO)に対する以下の手数料は、手数料自体を軽減するのではなく、手数料納付後に申請により「国際出願促進交付金」として交付します(実質的な手数料負担を軽減)。(対象者は上記の**対象者**と同様です。)
なお、予算の上限に達した場合等は、交付を行わない可能性があります。

- ・ 国際出願手数料……………納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
(WIPO における国際出願に関する業務に要する手数料)
- ・ 取扱手数料……………納付した金額の 2/3 に相当する額を交付
(WIPO における国際予備審査に関する業務に要する手数料)

お問い合わせ先

<本制度・手続の詳細(申請様式、必要書類等)>

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

●手続の詳細については、下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

特許庁 総務部 総務課調整班 電話:代表 03-3581-1101 内線 2105